



植物や建材を含む廃棄物の野外焼却（野焼き）は、  
一部を除き**法律で禁止**されています。

風俗慣習上の行事で行う焼却、災害の予防や復旧のための焼却、  
農林漁業を営むために必要な焼却 など  
※ビニールなど石油化学製品の焼却は禁止です  
※火災と紛らわしい煙や炎を発する恐れがある場合は、  
事前に消防署に届け出てください  
※生活環境への影響や火災の危険性があると市役所や消防署が  
判断した場合、中止を求めることがあります

認められるもの

詳しくは  
こちら▼



#### 違反した場合

次のいずれかが課せられる可能性があります。

■5年以下の懲役

■1000万円以下の罰金  
(法人は3億円以下)

■懲役と罰金の両方



地面や穴の中で焼却



ドラム缶などで焼却



基準を満たさない焼却炉で焼却



廃棄物は**ごみの収集日に出すか、クリーンセンターに持ち込み**ましょう。

#### 林野火災注意報 林野火災警報 をご存じですか

乾燥や降水量、風の状況に応じて発令されます。  
発令時は火の使用に制限が掛かります。

詳しくは  
こちら▼



林野火災注意報 ▶ 屋外での火の使用は控えてください

林野火災警報 ▶ " 中止してください (罰則あり)



生活環境課 28-6145 消防本部 28-9119